

第6回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成19年8月20日（月）午後2時00分～午後3時20分

2 場 所 大阪市役所 P1 会議室

3 出席者

○ 委 員 等 （敬称略）

委員長 鬼追 明夫（弁護士「なにわ共同法律事務所」）

委員長代理 松本 和彦（大阪大学大学院高等司法研究科 教授（憲法・環境法））

委員 坂口 勝治（大阪南部たばこ商業共同組合 理事長）

〃 西岡 義治（大阪市PTA協議会 会長）

〃 西田 賢治（大阪商工会議所 常務理事 事務局長）

〃 花嶋 温子（大阪産業大学人間環境学部都市環境学科 講師）

〃 森田 昭信（大阪市地域振興会 会長）

○ 大 阪 市

環境局 事業部業務企画担当課長 企画部廃棄物処理計画担当課長

4 会議録

（事務局：環境局事業部業務企画課長代理）

ただいまから、第6回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部業務企画課長代理の永谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、本日の出席状況のご報告でございますが、委員の皆様には全員出席をさせていただいております。「本委員会規則」第3条第2項に基づき、本委員会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本日の傍聴者は11名です。報道関係の方々も取材に入っておりますことを、あわせてご報告いたします。

続きまして、議事に移ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

(事務局：環境局事業部業務企画課長代理)

事務局からは以上でございます。それでは議事に入っていただきたいと存じます。鬼追委員長、よろしく願いいたします。

(鬼追委員長)

ただいまから委員会の進行を務めさせていただきたいと思います。今年は大変な猛暑でございますが、委員の皆様方におかれましては、大変お元気で、皆様ご出席いただきました。大変ありがとうございます。どうか円滑かつ活発な議事をお願い申し上げたいと思います。

報道関係者のご出席もありますが、本日は撮影の許可を求められておりませんので、このまま審議に入りたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

諮問事項であり、前回から引き続き議題であります喫煙設備についてでございますが、本議案につきまして、事務局から経過その他についてご説明をお願いいたします。

(事業部業務企画担当課長)

(「第6回大阪市路上喫煙対策委員会資料」説明)

(鬼追委員長)

一応ここまでご説明をいただきまして、本来ですと、次に審議資料についてもご説明をいただくところですが、実を言いますと、今日、一番末尾に配付されました委員会宛、NPO法人「子どもに無煙環境を推進協議会」、それから「たばこれす」という団体からの「路上喫煙禁止地区に喫煙所を設けることは、いかがなものでしょうか?」と題する書面がございます。これは、今日、事務局に届けられました。そして、こういった観点での発言をこの委員会ですべてほしいというご希望が、事前に事務局にございました。

皆様方ご記憶かと思いますが、この委員会の第1回目の時に、傍聴の方から発言を求められて、発言を許可いたしました。大変節度あるご発言をいただきましたが、事後は、あらかじめ事務局に発言要望のある時にはお知らせください。それによって許否を決めますと申し上げたことは、皆様方におかれま

してもご記憶のことと思います。

今回、こういう書面に添えて、発言希望がございます。審議にさわりのない程度の時間内であれば、これを許可したいと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、発言のご要望のある方、どなたでしょうか。今日は、中間答申に備えまして議論も多くしなければいかんと予想されますので、10分ぐらいでよろしゅうございましょうか。

では、10分をお願いしたいと思います。

(野上浩志氏)

今日、提出させていただいた団体の「子どもに無煙環境を推進協議会」・「たばここれす」の役員をしております野上浩志と申します。よろしく申し上げます。

提出が当日になって、まことに申し訳ございません。早めに提出したかったのですが、ちょっと内部の論議があったり、ずれ込んだりして、当日になりまして、申し訳ございません。

第1回の時に発言させていただきましたけれども、その時に申し上げたのは、禁煙推進、特に路上喫煙禁止の条例制定を長年にわたって大阪市に要望してきた立場の団体が、この委員会に入れられていないというのは、非常に残念だということですね。要望はしてきたんですが。それで、発言の許可をぜひお願いしたいということで、今日、認められました。

これまでの論議をずっと毎回傍聴させていただきましたけれども、世の中の流れというものを、もちろん委員の先生方はご存じだと思うんですけど、最近、新たな動きも出てきましたので、国際的な動きをちょっと紹介させていただいて、審議の参考にしていただければということで、今日、意見陳述させていただきます。

まず、1番目に書いたことは、今までの議事でもあったかと思うんですけど、諸外国の論文とか報告で、屋外で無風という条件でたばこを吸われた場合、たばこの煙の到達範囲が直径14メートルの円周内ということが言われていまして、これは1人だけの場合で、複数の喫煙者が同時に喫煙される場合は、もっと範囲が広がるということなので、こういうスペースが現実に御堂筋にあり得るのかどうか。私も歩いてみまして疑問に感じたので、そのへんは慎重な検討をぜひお願いしたいと思います。

それから、2番目に書かせていただいたのは、7月の初めまで、タイのバンコクで第2回たばこ規制枠組条約締約国会議というのがございました。ご存じのとおり、たばこ規制枠組条約というのは、2005年2月に発効したわけですが、日本政府も参加して、第2回の締約国会議が開かれまして、その中で「受動喫煙防止ガイドライン」というのが採択されたんです。これは全会一致で採択されて、日本政府も賛同したんですけども。

そのたばこ規制枠組条約の第8条で受動喫煙の防止が定められています。皆さんご存じだと思いますので、その詳細は述べませんけれども、要は受動喫煙にさらされないように対処が必要であるということです。

ガイドラインの24条と27条が今回に非常に関係していることですが、ガイドラインの24で、条約の第8条で決められている受動喫煙防止というのは、範囲としては、今現在では「すべての屋内の公衆の集まる場所、すべての屋内の職場、公衆のための交通機関、その他の公衆の集まる場所（屋外あるいはそれは準ずる場所）」を完全禁煙として、「例外なき義務」を課している。これを条約発効後5年以内に講ずる必要があるということで、5年以内ということは要するに2010年2月ということなんですよね。今から2年半後です。

上にも書いていますが、「屋外あるいはそれに準ずる場所」に関連しますけれども、27で、屋外であっても、公衆の集まる施設も完全禁煙とするように求めているということなんです。ですから、路上喫煙対策に関しては直接触れていないですけれども、公衆の集まる場所に関しては、そういうふうなことが必要であるということで、2010年2月に向けて、国際的にこういう対策をとられていくことになっているわけです。

我が日本政府、厚生労働省は、この態度を、今、決めかねているということらしいです。要は、義務があって賛同したんだけど、これはあくまでも「努力しなさい」という規定なので、もう今のままでいいという考えもあるのかもしれませんが。厚生労働省ははっきりした方針を出していないのですけれども、国際的にこのまま座していたら、日本だけが取り残されるという状況があるわけで、国際的にこのガイドラインに沿って、少なくとも屋内の全面禁煙は進んでいくという状況があるわけですね。それから、屋外においても、公共に準ずる場所は進んでいこうというので、私どもも、そういう社会的な働きかけもしていきたいと思っています。

そういう国際的な動きの中で、今、大阪市の路上喫煙禁止地区に喫煙所を設けるということを決められるのは、ちょっとどうかなあというふうに思うのです。それは、こういう国際的な動きをぜひご勘案いただきたいと思います。

3番目ですけれども、タクシーの全面禁煙が全国的に広がっていきまして、東京都なんかも来年の1月から実行する。大阪のタクシー協会とかも、これを今検討しているということです。タクシーも禁煙になっていく。交通機関の全面禁煙も広がっていますし、飛行機では数年前から全面禁煙になっているということで、そういう社会的な趨勢がございまして、他市への見本とか、大阪市の評価にかかわるようなことなので、これはぜひ慎重に検討していただきたいと思うわけです。

じゃあ、喫煙者はどこで吸うんだという論議が常にあるわけですが、喫煙者の7割から8割は、

たばこをできればやめたいという希望を持っておられるわけで、たばこを吸えないような状況というのは、たばこをやめる一つのきっかけになるし、現実には喫煙率は、今、非常に減ってきているわけですね。おそらく2010年ぐらいまでには30%を切るという状況の中で、特に喫煙所を設ける必要があるのかどうかと思います。

もう一つ、論議の中でなかったんですが、グレーゾーンを一体どうするのかということがあるんですね。これは委員会としての審議になじむかどうか、わからないのですけれども、この方向性を何らかの時に大阪市なり委員会でも明示していただければと思います。グレーゾーンというのは、要するに御堂筋の中でも店の前に喫煙所や灰皿を置いている箇所が何か所かあるので、それをどうされるつもりなのか。趣旨から言えば全面禁煙にされるべきだと思うんですけれども、そのへんにちょっと疑問を持って、論議も今までなかったように思います。これはちょっと質問的ですけども、以上でございます。よろしく願います。ありがとうございました。

(鬼追委員長)

それでは審議を続けたいと存じますが、先ほどご説明がありました前回の討議の中で、資料2ページの末尾、次回に結論を出して中間答申につなげるという段取りで進めたいということで、ご議論をいただいたわけでありまして。ある程度のたたき台がございませんといけないものですから、前回までのご議論の大体の要旨を一応文章でまとめてみるとこんなことになるのかなということ、委員長及び委員長代理の関与のもとに事務局で検討していただきました。これなどもご参考の上、本日、大体基本的な考えをかためていただきまして、来月上旬にも市長宛に答申を行ないたい。

と申しますのは、10月1日から、いよいよ制裁のつく条例が実施されることになるわけでありまして、喫煙場所を設けるとするならば、その実施と相まってスタートしたほうが望ましいのではないかとと思われることでもありますので、今日、ぜひ結論を出していただきたい。細部のまとめ等につきましては、前回同様、これまた正副委員長にお任せをいただきたい。特に委員長代理の松本先生には大変ご苦勞をおかけいたしますけれども、そんなことを考えております。

ということで、審議資料のご説明をお願いしたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

お手元の縦長の審議資料、「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について（「喫煙設備のあり方について」審議結果報告書（中間答申）」、右上に「審議資料」と書いているものを読ませていただきまして、ご説明にかえさせていただきます。

(「審議資料」読み上げ)

(鬼追委員長)

以上、今読んでいただきましたのが前回までの議論で、皆様方からご発言があったり考え方として述べていただいたことを、一応整理してまとめたものでございます。もちろん、今日のご議論でさらにいろいろなご意見を加えていただく、あるいは変更していただく、修正していただくことはご自由でございますので、よろしくお願い申し上げます。

ただ、申し上げましたように、日程に追われておりますものですから、今日、とにかく皆さんの最終合意を得たい。細部の文章上の点につきましては、どうかひとつ正副委員長にご一任をいただきたいということも踏まえて、ご議論をいただきたいと思います。どなたからでも結構でございます。どうぞご発言をお願いいたします。

(松本委員長代理)

今、ご説明いただきましたように、前回、喫煙設備についての基本的な考え方を議論いたしまして、喫煙設備の持っている、場合によれば条例の趣旨と矛盾しかねない点についても、いくつかの観点から検討した上で、設置それ自体は認められるのではないかとということで合意いただいたと私自身は考えております。が、この喫煙設備の性格づけについて、すでにご説明もありましたけれども、もう一度私なりの理解を申し上げておきたいと思います。

お配りいただきました資料の1ページ、2つ目の○のところ、喫煙設備は「分煙施設」とであると書かれておりますけれども、喫煙設備を分煙施設と捉えることが重要なポイントになります。喫煙設備は禁止地区内あるいは禁止地区と隣接した地域に設けますので、その設置はあくまでも喫煙者と非喫煙者を分けるという考え方を前提にしていると考えざるを得ません。確かに、分煙といいますと、たばこを吸う人、吸わない人の空間を本当にきちっと分離できるのかという疑問がどうしても生じます。喫煙者を完全に密閉された空間の中に押し込めることなど現実にはできないとすると、分煙といっても完全な分煙ではないのではないかとこの考え方もあり得るところでしょう。しかし、ここでいう分煙とは一種の受忍限度の考え方を前提にしていると見るべきではないでしょうか。

たばこの煙が一切外部に流れないというところまでを前提にしてしまいますと、事実上、こういった分煙施設を設けることはできなくなってしまうわけですが、そこまで厳格にとらえる必要はないだろうということです。屋外の空間であれば、たばこの煙は四方に拡散していきますので、一切のたばこの煙を完全に遮断できるまで厳格に考える必要はないと思うのです。ただ、たばこの煙が外部

に広がる程度が甚だしくて、四方に受忍を強いるのは不合理であると思われるような場面があれば、これはもう分煙施設としての役割を果たしていないと見なして、潔く喫煙設備を撤去するというのでいいのではないかと考えております。

それから、2ページ目の一番上のところにPRステーションの機能と書いてありますけれども、喫煙設備というのはPRステーションであると考えた方がいいのではないかと考えます。禁止地区内に喫煙設備を設けることの最大の意義は、路上喫煙は基本的にはやめるべきであり、かつたばこを吸う行為は、決められた場所で、きちっとマナーを守って行なわれるべきだということをPRするための1つのシンボルになり得ることです。喫煙が許された場所でしか喫煙できないということが周知できるようであれば、喫煙設備もマナー向上を促進する役割を果たせるのではないかと考えます。

このへんについては、いくつかご議論、あるいは異なるお考えもあるだろうと思われるのですが、私は、これが1つの考え方として通用するのではないかと考えております。以上です。

(鬼追委員長)

ほかにいかがでしょう。

(花嶋委員)

先ほどNPO法人「子どもに無煙環境を推進協議会」、「たばここれす」の方からのご発言がありました。長年にわたる禁煙に関するご活躍、本当にありがたいことだと思うのですが、しかしながら、先ほどのお話の中にもありましたように、7割の喫煙者が禁煙したいと思いつつもやめられないという状況の中では、やはり分煙設備を設けることも仕方ないのではないかなと思います。

ただし、先ほどのお話をお聞きして必要かなと思ったのは、この喫煙施設をつくりたくてつくっているというのではなくて、長い将来においては、この喫煙設備もなくなればいいなど。だから、最終的に喫煙者が少なくなっていったら、この設備も撤去するんだという大きな方針のもとに、しかたなくつくろうということかなと。

「4その他」の②のところに、設置後に撤去することも考えるというのが書いてあるんですけど、これは喫煙率が下がったのではなくて、設備が設備としてうまく機能しなければ、変更あるいは撤去等も考えるということになっていますが、そのもっと先に、将来、路上で喫煙する、あるいは喫煙設備で喫煙するというようなことがなくなってほしいし、なくなったら撤去する。急には無理だと思いますけれども、そういうニュアンスも入れていただくといいのではないかなと思いました。

(西田委員)

1点おうかがいしたいのですけれども、先ほどの説明資料の中で、「喫煙設備が分煙施設である限りにおいて、禁止地区指定の趣旨と矛盾しない。その場合の条件は、人通りとは十分距離をあける」という記述があるんですけど、この「十分距離をあける」というのは、具体的にはどれぐらいの範囲を想定されているのか。

と言いますのは、仮に分煙施設を設けるにいたしましても、人通りから離れたところでは、たぶんなかなか使っていただけないのだろうなとも思いますので、「十分距離をあける」というのはどういう範囲を想定されているのか、まずお教えいただきたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

この部分は、前回の議論のまとめを書かせていただいたので、具体的にこのぐらいという物差しを持って、書かせていただいているのではないのですけれども、御堂筋という非常に混雑したところであって、かなりまわりにスペースがあいていて、動線からはずれているところを探していきたいなということでございます。

(松本委員長代理)

これは前回の私の発言部分ですので、私のイメージをちょっとお話しさせていただきたいと思います。十分距離というのは、あくまでもイメージの話でありますので、何メートルという形で具体的にお話しできるものではございません。そもそも何メートルあけたらいいかというのも、人通りの実際の量や風の流れ等との相関関係で決まると思われますので、距離だけ確定してもあまり意味はありません。ここでは大体のイメージを、できるだけ具体的にしておいて、あとはそのイメージに合うところを実際の場所に照らして判断していけばよいのではないのでしょうか。

他方、先ほど西田委員もおっしゃいましたように、あまり距離があきすぎてしまいますと、逆に使ってもらえないのではないかと。この危惧はおっしゃるとおりでありまして、こういう危惧があるので、喫煙設備を、禁止地区と全然関係のないところに設けるのではなくて、禁止地区の中ないし禁止地区に隣接する地域に設けるという話につながっていくのかなと考えております。

ただ、もともと人通りの多い場所をわざわざ選んで禁止地区を設定しておりますので、禁止地区内ないし禁止地区に隣接する場所で喫煙設備を設けることができる場所は、そう多いわけではないのですね。具体的に見ていくと、おそらく候補地は自ずと決まっていくのではないかと思います。喫煙設備をおけるところというのは、禁止地区からあまり離れていなくて、あるいは禁止地区内の適当な場所であ

って、しかも分煙という理念を十分に生かせるような場所というイメージです。具体的に何メートルと、そういうところではないということでございます。

(鬼追委員長)

事務局は喫煙場所について、もしこの委員会でゴーの中間答申が出た場合、要するに準備活動、あるいは場所の選定、物色というような作業をなさっているとは思うんです。支障のない限り、現状をちょっとご説明いただけますか。

(事業部業務企画担当課長)

前回の委員会で、ある程度方向性を出していただきましたので、最初に鬼追先生がおっしゃったスケジュールの関係もございますので、私どものほうで御堂筋を歩いてみまして、可能な場所、御堂筋またはそれに隣接のところでは物色はしております。実際にその場所、あるいはその周辺の方のご理解が必要ですので、内々にちょっとお話をさせていただいたりしたことも何か所かございまして、残念ながら「ノー」と言われたところも一部あります。今のところ、まだ近隣との調整が残っておりますので、具体的な場所は申し上げられませんが、今残ってきているのが2カ所ぐらいという状況でございます。

(西田委員)

禁止区域が御堂筋と中之島ですね。この中之島地域は別にしましても、あと基本的には歩道部分ですね。そうすると、どうしても人通りが当然あるので、現実こういう取り決めをした場合に、そういう適地が本当にあるのかなというのが私の正直な感想です。

私もすべて歩いたわけではございませんので、仮にこういう取り決めをしても、本当にこの条件に合致するようなところを禁止地区内で設けることができるのかどうかというようなことで、ちょっと質問をさせていただいたような次第です。

(鬼追委員長)

今の事務局のご報告では、完全に合致するかどうかは別としまして、ほぼ合致すると思われるところが今のところ約2カ所ばかりある。

(事業部業務企画担当課長)

私どもとしては、歩道みたいなどころからちょっと例外的なところを探しているところです。

(坂口委員)

禁止地区が北から南まで、約4キロということでございまして、ただいま1、2カ所ということでございますが、我々業者としまして、北と南の組合がございまして、でき得るならば3カ所目といたしまして、北のほうにぜひ設けていただきたいということでございます。

また、そのネーミング等につきましても、「喫煙マナーを守りましょう」とか、例えば「ここでは吸えます」と。それで、標準的な喫煙マークの絵をそちらに描いてPRしてはどうかと、かように思っております。

(鬼追委員長)

ほかに皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

そういたしましたら、先ほど事務局からご説明を受けました、この審議資料にしたためておりますような考え方で、中間答申書を作成するというので、よろしゅうございましょうか。

そうしましたら、あとの字句その他につきましては、正副委員長にお任せをいただきたいと存じますのと、今のところ、9月の下旬、5日ごろに市長に答申を申し上げるということを考えておりますが、できるだけ早い時期に最終のできあがったものを、皆様方にお送り申し上げたいと思いますので、改めてお読みいただきまして、どうあってもここはこうしてもらいたい、こうするべきだというようなことがありましたら、その時はまた考えさせていただきます。とにかく最終案の作成についてはお任せいただくということで、よろしゅうございますね。

では、そのように処理をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き重点啓発推進地区について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

(事業部業務企画担当課長)

(「第6回大阪市路上喫煙対策委員会資料」説明)

(鬼追委員長)

この問題についての委員会スケジュールの立て方について、何か参考になるような事務局のお考えは

ございますか。

(事業部業務企画担当課長)

今のところ、以前に出させていただいたスケジュールでは、11月ごろまでに1つの答申の形でまとめていただけたらと思っております。私どもも、今日の時点ではまだでございますけれども、実際に取り組まれる地域のご意見もおうかがいして、より具体的な資料をお出しして、検討審議を進めていただくようにしていきたいと思っております。

(鬼追委員長)

わかりました。

それと、最後に定点調査結果の資料が付いておりますね。これは、条例ができてからとそれまでの数字が書かれておりますが、これについて若干ご説明いただけますか。

(事業部業務企画担当課長)

「第6回大阪市路上喫煙対策委員会（参考資料）」ですが、この資料をまず全体を説明させていただきます。

(「第6回大阪市路上喫煙対策委員会（参考資料）」説明)

(鬼追委員長)

それでは、今ご説明をいただいたことについてのご質問も含めて、この重点啓発推進地区の考え方についてのご意見等ございましたら、どうぞ。

(森田委員)

行政の方々にお尋ねしますが、標示という欄で、「行政が標示物を設置するが、地元地域の一定の負担を求める」とありますが、これ、もうちょっと具体的にわかりやすく、どのような形の負担を求めるのか。

(事業部業務企画担当課長)

これも、これからのご議論ですけれども、例えば看板とかのぼりとか、行政として標示物をつくりま

す。例えば商店街で「このデザインを使って垂れ幕をつくっていいですか」ということになる、そういうのはデザインを使ってつくって、いただいたらいいのではないかとか、そういうことを考えております。

ですから、既製品の標示のメニューがありまして、地域によれば、それと違う何か新しいもの、別のものを考えて、例えばお店のショーウィンドーに貼るようなステッカーをつくりたい時、まったく同じデザインでつくったらどうかとか、その地域独特のものをつくるのもいいのではないかとか、そういう検討もあるのかなと思っております。

(鬼追委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(松本委員長代理)

名称のところですけども、まだ名称をどうするかというのは決まっていないと思いますけれども、ここで例として挙げられているものを見てみますと、路上喫煙禁止地区とあまり変わらない名称になっております。この重点啓発推進地区の発想からいきますと、地域あるいは地元との連携、協力、協働といった考え方が反映されるような名称のほうがいいのではないかと私は思います。

先ほど、「まち美化パートナー制度」という制度があるというご説明がありましたけれども、この「パートナー」という言葉はいい表現ではないかなと思います。これを採用してもらうかどうかは別ですけども、「パートナー」という言葉が入った名称にされたらどうかと個人的には考えております。

(鬼追委員長)

この考えておられる重点啓発推進地区というものは、ほかの都市では？

(事業部業務企画担当課長)

我々の調べている範囲では、まだこのようなものはない。路上喫煙対策の取り組みでは初めてかなと思います。

(鬼追委員長)

先ほどお聞きのように、重点啓発推進地区に関するこの委員会の考え方というのは、11月ごろの答申を期待しておられるということでございます。そうしますと、まだ二月以上、三月ばかり時間がござい

ます。その間に、皆さん方、いろいろとお考えをいただきたいと思いますし、また市のほうも情報収集その他をなさって、委員にそれを伝達していただくということもお願いしたいと思います。そういうことで、ひとつ議論を深めていきたいなと思います。

皆さんのほうから、特に今日ご発言いただくことはございませんか。

(西岡委員)

先ほどの指導啓発のところ、指導員さんですね。人数は、現在、何人ぐらいですか。

(事業部業務企画担当課長)

全部で12人でございます。

(西岡委員)

これも、今のところは指導啓発ということですが、今度、10月1日からは過料というものもあります。その時の人数も現在の体制ですか。

(事業部業務企画担当課長)

同じ体制でやっていこうと思っております。

(西田委員)

重点啓発推進地区についての推進主体が、市民あるいは事業者など地域の団体と書いておられますけれども、各区役所といますかね、行政はどういう形でかわられるのでしょうか。

(事業部業務企画担当課長)

私ども環境局が中心になろうかと思えますけれども、地域での啓発活動に参加させていただくとか、先ほどもご質問がございましたけれども、地区指定をいたしましたら、ここがその地区であるという標示物をつくらせていただくとか、そういう活動について、大阪市のホームページなどで紹介させていただくとか、そういうことをパートナーとしてやらせていただくようなことを、この中でまた議論していただければと思っております。

(西田委員)

そうしますと、大阪市のほうは、あくまでも環境局ということで、各区がそれぞれ主体者の一員となって進めるということはあるのでしょうか。

(事業部業務企画担当課長)

今のこの案では、環境局だけを考えましたが、何か特にアイデアがございまして、委員会でまとまるようならば、また相談はしていきますけれども、今のところ、私ども環境局の取り組みとしてやりたいと考えております。

(鬼迫委員長)

そもそも大阪市内に、商店会とか商店街というのはいくつぐらいあるんですか。

(事務局)

数えていませんけど、おそらく何百とあると思います。

(鬼迫委員長)

それは一度調べてもらって、そういうところへの働きかけをどうするかということ。先ほどお話の区役所を通じてとか、まず市民のほうから自発的にやってもらえそうなのは、商店会とか商店街という組織だろうと思うんですね。ですから、そういったところを一ぺんよく調べてみられたらいかがですか。

(事業部業務企画担当課長)

商店会連盟という組織がございまして、私どもも路上喫煙防止のポスターを商店街に貼っていただくように、そういうルートでお願いしたりしておりますので、今後、この答申が出ましたら、そのルートでご協力なり、そういう制度ができたのでぜひ主体的にという周知徹底はもちろんさせていただきたいなと思っております。

(松本委員長代理)

ちょっと話を戻しまして申し訳ないですけども、喫煙設備の件で、先ほど1つ言いそびれてしまったことがありますので、付け加えさせて下さい。禁止地区内ないしは禁止地区に隣接する地域で喫煙設備を設けるのに適した場所が、本当にあるのかという話が先ほどございましたけれども、ここで議論し

て、委員の先生方に大方のイメージを持っていただき、合意を得たような内容を持った喫煙設備の適地が、もしなかった場合のことです。そのときは、もう喫煙設備自体を設けないというふうに考えるしかないだろうと思います。そういう適地が本当にあるのかという質問に対しては、なければあきらめるということでないといけないのではないかと思います。

条例によれば、禁止地区を設けることが最も重要な事柄ですから、禁止地区の趣旨と矛盾するような喫煙設備は設けてはならないということに当然ならざるを得ないでしょう。適地がなかったときは、喫煙設備は設けない。適地がある限りにおいて、喫煙設備を設けるということでないといけません。ですので、条件は厳しいですけれども、ふさわしい場所がもし見当たらなければあきらめるということではないかなと思います。

(鬼追委員長)

とにかく、先ほどもどなたかがおっしゃっていましたが、喫煙設備というのは本当につくりたくて、つくるんだというわけではないので、いろんな考え方のせめぎ合いの上に立って、喫煙設備はあったほうがよくはないかという程度のことだろうと思うんですね。しかも、その一番期待することは、喫煙設備がまさに路上喫煙の防止センターといいましょうか、そういった役割を果たす、ひいてはモラルの向上、マナーの向上につながるというところにある。そういう位置づけは、おそらく皆さん方全員、そういうふうにお考えであろうと思います。これから設備の設置場所についていろいろ交渉等の詰めをなさるだろうと思いますが、その考え方をひとつ、ご参考になさりながら進めていただければと思います。

以上のようなことでよろしゅうございましょうか。ほかにご意見、ございませんでしょうか。

(花嶋委員)

重点啓発推進地区について、基本的にはこれでよいと思います。本来的には市民とか事業者が主体的に自分たちからやり始めるのが筋だと思います。ただ、中には、例えば大学とか事業所とかで、朝の通勤時間に歩行喫煙者が多く、何かやってもらいたいなあというようなこと。本来的にはそれをその事業所に訴えて、事業所が自分たちで取り組もうとして、さらに市に申請をするのが筋だとは思いますが、市民の側からの「この地域のこの時間帯に喫煙者が多くて困るんですけど、どうにかなりませんかね」とか、「この商店街、ちょっと危険を感じるんですけど」みたいな声を仲介していただけるような機能があると、この路上喫煙に関する条例についてより注目も集めるし、ちょっといやだけど、どこに行けばいいのかわからないという声が集められるのではないかと思います。

定常的にそれを設けるとまでは言いませんけれども、重点啓発推進地区を設ける当初の時に、市がそういうお仲人役といたしますか。市民からの声のある程度受け付けて、それがたった一人というのではなく何人か重なるようであれば、その地区の、例えば商店街なり事業所なりに、「こういうシステムもあるんですが、一度やってみませんか」というようなお仲人をする仕組みがあってもいいのではないかとちょっと思いました。

(鬼追委員長)

要するに、重点啓発推進地区というのは、市民の自発的な、あるいは主体的な動きに期待するところが非常に大きい。だから、行政としては、それを引き出す何かきっかけを与えていただく。それにはいろんな方法があるかと思います。先ほどもご質問が出ましたけど、区役所はさらに市民に密着している。環境局は、どっちかと言うと市全体のことを考えてらっしゃると思いますけど、区役所は区民と直結しているお役所であろうかと思いますが、そういうところの知恵などもいろいろ聞いてみられるということも、1つの方法かなと思います。いろんなことをご検討いただいて、また次回にそれをご議論いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そういうことで閉会させていただきます。本日は、大変お暑い中、ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

(事務局：環境局事業部業務企画課長代理)

本日は、鬼追委員長をはじめ委員の皆様方には、長時間にわたりご議論をいただき、本当にありがとうございました。引き続き次回もよろしくお願いしたいと存じます。なお次回の委員会でございますが、9月14日午後3時から、環境局の第1会議室で開催を予定させていただいております。詳細につきましては、後日、事務局からご連絡をさせていただきたいと存じます。

本日は、どうもありがとうございました。

閉 会 午後3時20分